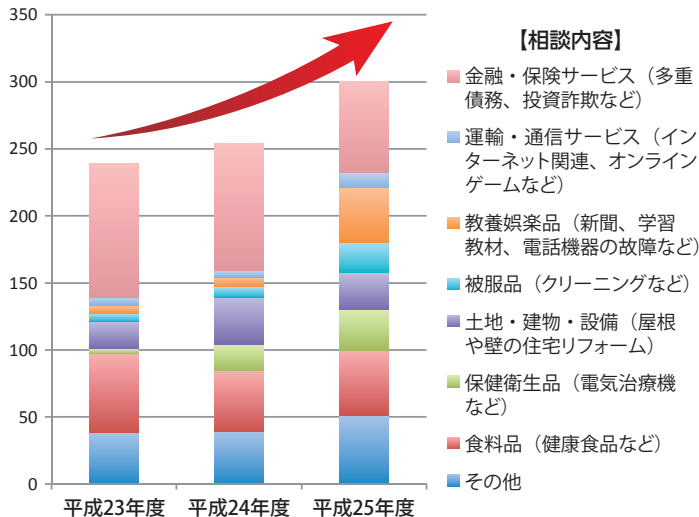


あなたは大丈夫？

日常に潜む消費トラブル



【市に寄せられた消費トラブル】



～5月は消費者月間です～

「インターネットで買った商品が、不良品だった」「無料サンプルだと思って注文したのに料金を請求された」今や性別や年齢を問わず多種多様なトラブルが発生しています。私たち消費者は、トラブルに巻き込まれないようにしっかりと注意しなくてはなりません。しかし、それでも巻き込まれてしまったらすぐに市の消費生活センターへご相談ください。

今回は、実際にあったトラブルのケースを取り上げ、予防方法や対策を紹介します。



「これ、自分かも・・・！？」心当たりありませんか？

次の6つの項目は消費者トラブルに巻き込まれやすい人の特徴です。自分に当てはまるものはありますか？誰にでも悪質商法や詐欺の被害に遭う恐れがあることを認識しましょう！



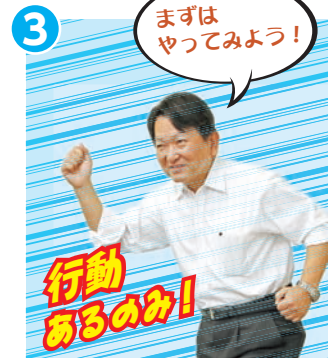
1 「無料・プレゼント」という言葉に弱い。

ワンクリック詐欺や無料商法の手口に要注意！



2 何でも律儀に対応してしまう。

架空請求やサクラ商法、フィッシング詐欺の手口に要注意！



3 考えるよりも先に行動する方だ。

ネットオークション詐欺、ネットショッピングのトラブルに要注意！



4 目先のことに集中すると周りが見えなくなる。

無料オンラインゲームや賃貸住宅のトラブルに要注意！



5 向上心やチャレンジ精神が強い。

サイドビジネス商法やマルチ商法の手口に要注意！



6 強く出られると自分の意見が言えなくなる。

デート商法やアポイントメントセールス、キャッチセールスに要注意！

ケース01 無料オンラインゲームのトラブル

お悩み相談

無料オンラインゲームで遊んでいたら、有料アイテムが数百円程度だったので何度か購入した。後日届いた利用料金の請求書が高額になっていたという相談が寄せられています。

また、「クレジットカード会社

社」から身に覚えのない請求が届いたので確認すると、子どもが黙ってクレジットカードでオンラインゲームのアイテムを購入していたというクレジットカード会社から利用した相談も増えています。



他にも

- アダルトサイト、出会い系サイトなどの不当請求

え〜! この請求書ありえないっ!!



アドバイス

- 無料ゲームは「何をしても無料」ではありません。遊んでいる間は通信料もかかっています。
- ゲームが思うように進まない時、課金する前にいったん頭を冷やして考える。

ケース02 健康食品の送りつけ

お悩み相談

突然商品が届いたため開けたところ、「現金書留の封筒」が入れられ、代金を支払うようになっていた。

寄せられています。

また、電話で勧誘を受けていたが断っていたのに送りつけられたというケースもあります。トラブルを避けるため、一人で判断せずに、早めに消費生活センターにご相談ください。

こんな商品買ってないわよー!



他にも

- 書籍の送りつけ
- 海産物の送りつけ

アドバイス

- 電話で勧誘された場合は「クーリング・オフ」の対象です。
- 注文した覚えがない、あるいは、無料だと思っていた場合は、代金を支払わずに、ご連絡ください。

ケース03 還付金詐欺さいびぎ

お悩み相談

公的機関を名乗る人から、「払いすぎた医療費の還付がある」と電話があり「金融機関では対応できないので、近くのATMに行くように」と言われた。携帯電話で指示通りに手続きをし、通帳を確認したら知ら

ない人に100万円近く送金していたということがあります。

他にも

- 過去に投資詐欺被害に遭われた方を救済するといってお金をだまし取る
- オレオレ詐欺などの振込詐欺

だまされちゃったー!!



アドバイス

- 公的機関の職員が還付金受け取りのためにATM操作を行うよう電話をすることはありません。
- 警戒が厳しい金融機関のATMではなく、コンビニやスーパー、最近では病院や市役所のATMへ誘導するケースが見られます。
- 「期限が今日まで」などとせかし、冷静に考えたり周囲に相談したりする余裕を与えません。一度支払ってしまうと、お金を取り戻すことはとても困難になります。

ケース04 暮らしの中のトラブル

お悩み相談

国民生活センターや、全国の消費生活センターには、衣料品のクリーニングに関する苦情相談が毎年多く寄せられています。多く寄せられる相談内容は「紛失」「シミがついて戻ってきた」「変色」「伸縮「風合い」なごです。

他にも

- 化粧品や格安自転車のトラブル
- 電化製品使用時の発煙や発火
- エステや学習教材などの契約トラブル
- ネットショッピングのトラブル

洋服が縮んでるっ!!



アドバイス

- クリーニングに出す時と受け取る時は、衣料品の状態を店と消費者双方でよく確認しましょう。
- 製品の使用前に取扱説明書をよく読み、正しく使いましょう。
- 製品の不具合が起こった時は、すぐに使用をやめましょう。万一、けがをした時は病院を受診し、消費生活センターに連絡してください。
- 安易に決めずに、契約前にはよく検討しましょう。

あ、どうしよう… そんな時は

「小城市消費生活センター」にご相談を！

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたります。



こちらからどうぞ

高齢者を狙った住宅のリフォーム工事、布団などの「訪問販売」や貴金属の「訪問買い取り」には、注意が必要です。



毎月、広報「さくら」くらしの情報ページに、消費者トラブルの事例と予防方法を紹介しています。チェックしてみてください！

知ってほしいこと

- ネット通販で買ったものはクーリング・オフできない。
- 被害に遭うのは大人も子どもも同じ。
(お年寄りだけではない)

【消費生活センター】相談無料 秘密は厳守します！

毎週月・火・水・金曜日 9時30分～16時30分

相談専用電話 ☎72・5667

面談の場合は予約が必要です。

※匿名、電話でのみの相談も受け付けています。

「出前講座」出張します！ 「だまされないため」のあれこれ教えます

老人会、婦人会、地区の集会やPTAの研修会などに出向きます。

ぜひご活用ください！

【費用】無料

【時間】1時間程度

【申込方法】原則、開催日の1か月前までにお電話で申し込みください。

問 申 市民課 消費生活相談係 ☎37・6100

【参加者の感想】

◆事例を詳しく話され、身近に多数起っていることを聞きびっくりした。とても役に立ちました。

◆還付金詐欺の話が印象に残りました。

◆話を聞くと、いかに厳しい世の中であるかを知りました。

◆ためになる話を聞かせてもらいました。

